

岩手の自然と岩手の技術で岩手のエコライフ

岩手型住宅の建設を応援します！

県産材を使った岩手型住宅に対して、住宅ローンの利子額の一部を助成します！

住みたい岩手の家づくり促進事業

助成額は、最大**40万円**(増改築は**10万円**)



－補助対象－

県産材を**10m³**以上
使用した岩手型住宅

※ツーバイフォー工法等を含む
すべての木造住宅が対象となりました。

「岩手型住宅」 = 「一定の省エネ基準」

+ 「岩手らしさ(県産材、木質バイオマス、地域性)」

一定の省エネ基準を満たすことは必須です！

新築の場合は、「外皮性能」が平成25年基準相当の省エネ性能を満たしてください。

(増改築の場合は、増改築部分の開口部及び壁が一定の断熱性能を有すると認められるものとします。)

県産材をどれくらい使えばいいの？

県産材を**10m³**以上 (増改築の場合は、0.1m³/m²以上) 使用するものを対象とします。

助成額は？

〈新築〉 県産材**10m³**以上使用の場合 ⇒ 最大**20万円**

〈増改築〉 増改築面積**1m²**につき県産材**0.1m³**以上使用 ⇒ 最大**10万円**

いずれも、金融機関からの借入額(建物分のみ)の**1.0%**が助成額となります。

例 / 金融機関からの借入額 **2,000万円** ⇒ 助成額**20万円**
1,000万円 ⇒ 助成額**10万円**



H28年度から
追加！

新築で県産材を**20m³**以上使用した場合

又は県産材を**10m³**以上ファサード(道路等から見える外壁部分)に使用した場合

→上記の額に**10万円**を追加で交付！

新築で県産材を**30m³**以上使用の場合

又は県産材を**20m³**以上使用しあつ**10m³**以上ファサードに使用した場合

→上記の額に**20万円**を追加で交付！！

※ファサードとは、外壁のうち、道路や公共空地等から見える部分をいいます。

※この事業とは重複して利用できない助成制度があります。詳しくはご相談下さい。

※市町村の独自の助成制度が利用可能な場合もあります。お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

岩手県

お問い合わせ

県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5934

★申し込みができる方

申し込みができる方は、

- 県内に、自ら居住するために
- 金融機関からの建設資金の貸付けを受けて
- 対象となる住宅の新築又は増改築をする方 とします。



★申請書提出時期

平成28年4月1日以降に着工し、平成29年3月31日までに工事を完了及び見学会等を実施したもの

※ 申請受付期間：平成28年7月11日(月)から予算枠に達し次第終了

★申請書受付場所

岩手県庁県土整備部建築住宅課に持参又は郵送により申請して下さい。

★対象となる新築住宅又は増改築工事

【対象となる新築住宅】

- ① 木造住宅であること。
- ② 延べ面積が75m²以上の一戸建て住宅であること。
- ③ 住宅の外皮が平成25年基準相当の省エネ性能を満たすこと。
- ④ 県産材を住宅部分において10m³以上使用すること。
- ⑤ 建設現場を見学会等のPRの場に提供すること。
- ⑥ 県内に本店を置く建築業者が施工すること。
- ⑦ 平成28年4月1日以降に着工し、平成29年3月31日までに工事が完了及び見学会等を実施するものであること。

県産材の定義

原則として、岩手県産材認証推進協議会が行う、「「県産材」の产地証明制度」により「県産材」として証明されたものとします。

【対象となる増改築工事】

- ① 建築確認を受けて行う増改築工事であること。
- ② 増改築部分の構造を木造とすること。
- ③ 増改築工事を行う部分について、一定の省エネルギー性能を満たすこと。
- ④ 県産材を、増改築工事を行う部分1m³当たり0.1m³以上使用すること。
- ⑤～⑦は、新築住宅の場合と同じ。

ZEH事業等との併用

国が実施する住宅の省エネ性能付加に対する補助は併用可能です。

※地域材活用に対する補助は併用不可。

★申請時に必要な添付書類

申請時には、県で定める申請書等に加えて、次の書類を添付していただきます。

【新築の場合】（増改築の場合は一部異なります）

- ① 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し（※住宅が完成してから契約を結ぶ場合等は代替書類でも可）
- ② 建築業者との工事請負契約書の写し
- ③ 建築確認済証及び建築確認申請書（図面を除く）の写し
- ④ 省エネ基準を満たしていることを証する書類（以下のいずれかの書類）
 - ・ 設計（又は建設）住宅性能評価書（省エネ対策等級4のもの）の写し
 - ・ 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し
 - ・ 長期優良住宅建築等計画に係る技術審査適合証の写し
 - ・ 住宅事業建築基準に係る適合証（住宅省エネラベル）の写し
 - ・ フラット35S適合証明書（省エネ性に該当するもの）の写し
 - ・ 住宅エコポイント対象住宅証明書の写し
 - ・ 住宅性能証明書（指定確認検査機関等が発行するもの）の写し
 - ・ その他知事が認めるもの
- ⑤ 助成金交付申請に係る申出書

給付金との併用

国が消費増税対策のために実施する「すまい給付金」または「住まいの復興給付金」と併用することができます。詳しくは担当までお問い合わせ下さい。

★申請書の様式ダウンロード等詳しくは・・・

県ホームページをご覧下さい。

<http://www.pref.iwate.jp/kenchiku/kojin/hojo/008608.html>

住みたい

検索